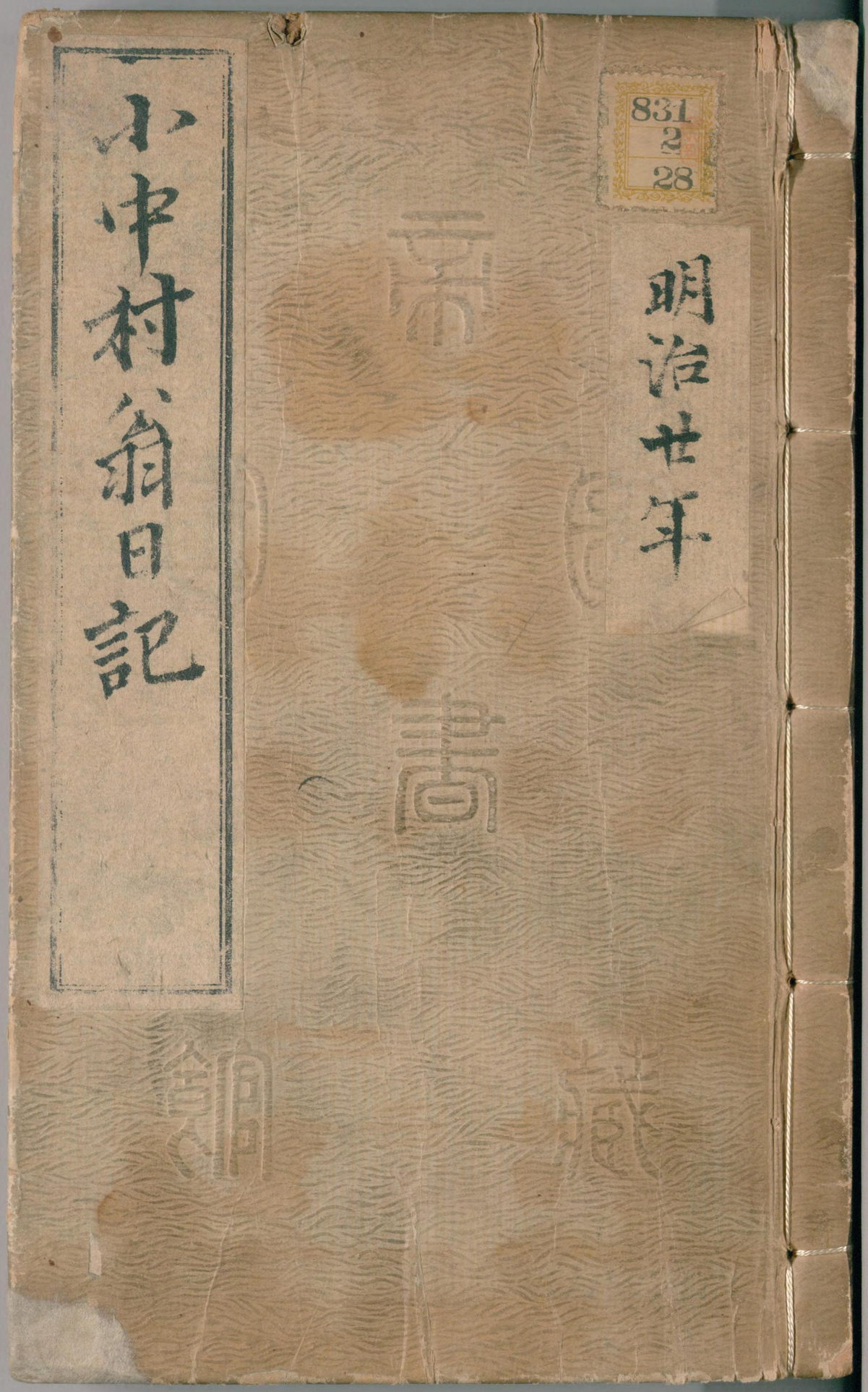

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

831
28

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

明治廿年日記

秋冬

大正
4. 6. 17
購求

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

井上政二ゟ修本ノ事ニ付被申越ル
石川大三郎来ル出席簿申付 十二日
小堀海一

浅野殿来ル絵本貸遣ス

日曜

照顔所より詠して歸返し

十三日 陰 後晴 八十七度

午前松葉氏嫁ら帰郷致す ○ 能登輪島より画工精堂

友信来る 堂信状を筆写申付 江守氏の書籍

参りて来りし由にて画法の末八景絵画掛図二本

借し渡し ○ 午後 済て柳町さき出張 花之家

参る 河原町第一小学師範生より 石川小西

河内屋三田其他の人々と書画会へ出品し

雲千根山一言余聞

十四日 晴 八十七度乙

湯本庵

けふナナラン

明日中ノ字第二石川縫よりの書状
但し今日高木氏へ又湯本福信も
新井として此者との宿邊を詳しく

新井保次来る 右佐藤より旅館並の
手紙に

一昨くれ少しかし瑞龍を覚え記本存の如く被成 ○

笠川行つて来る 昼食中学 東京の旅館神社

を拝むを行かせ ○ 旅中の日記の読んでとき

終る ○ 行つては秋季の以て師範生と

十五日 晴 又午後風 八十六度 八推五 八十九度

午前斎藤 松山士族 南山浦第七新丁旧書紀中島

喜と云ふ名前を持来て突然

年齢 を常 の様 一書 心

中夕 と云 一面識も 両側

大本を 漢学仏学を業とし後積

為在大概古市の紙の如く人をいひそそのかし石灰
の三志と号し〇おとも事ら
十六日生雨ひら雪ら雪雨二ほおとも和おと里雪ふくそ
ろ三ほ三ほ太風ら雷雷三午ら比ら雪ら雪ふく風雪
雪ふ降七ハケ和ら方ら雪ふ利及ら上野公園地ほ、
ふそそををーふそ中ほ三ほ種雪とら立ほ比ら雪ふく並
八ほ太ほ九ほ三ほ比ら雪ふ降
ほい降雪
十七日雨午三ふこ

御廟ふく拝新所ふとそそりをそふ伏きの如く風雪
の時ふ号ふく〇本務ふく、ほ、ふ
十八日雨午七ふ
為ふ本ほ午九ふ日新ら比ら管轄釈渕のふあ印ふく
雪ふく伏利をそふ日ふ
降雪ふ降雪ふ伏利をそふ日ふ
降雪ふ降雪ふ伏利をそふ日ふ
社出ら大号如長く降雪ふそ伏利をそふ日ふ
い告十おとと中ふ新文科大ふふそ多ふ集下ら
元上野ふ降雨一本い午ふ印ふ三ふ十時
ふ午七ふ頃事い午ふ印ふ三ふ十時

未だ頃く眼に見えし新聞に天文台の三紀
諸氏の話に頃して差支え記録

上陸せしよし　又去十二日日本郵船会社より
気船名古屋丸にて皆既線内に出航致されし観
測者は此代にて舟船まで来見の上大学より来る
去十八日午後十時横浜解纜せる大吹時の山方に停
船かくし横浜に帰港せしよし
十九日　去年第拾弐号掛改より発信　八十七度四十五分十九度七
分より西半に一分をいふ日蝕皆既の時にて東京は九分
九厘ばかり蝕にては蝕半の円をまとしてみえし也
又午後三時頃より蝕にては
蝕中の黒ハ気を似て観測の円を見るに一日一間以下
陽春廬

此星は水土火金の四星なり
高橋修三氏よりの書状届く即日
返書を遣す

写真新月の三月頃に撮影せし日の前にもなれは
四十五年に至りては見ることなく此の中に見ることは
て居中は見なくして絵を見て画は南方に二
以下は見えずして又地平に至る頃には
其外にも此の日蝕の景色を写すに当り
るのも見えて居候て見ることを得ず東京と
同じ観測にて此の両日は星三ツ小円を見ることにて
測を得ずとして
廿日晴
頃日の暑気は東京にて旅行して来る福山千之

日曜

此日曝書張之上候

日曜

廿八日 晴 八十九度 昨夜九十二度 一年中第一の大暑

新井保太郎来 広瀬人より再会 談話のうちに

○初更 [illegible] ○日中 [illegible] より雨降り 南方

より雷し 高崎 [illegible] 十六七家 [illegible] の中

谷中 初更 [illegible] 雷火 [illegible] 十一戸焼亡され

と 報知 [illegible] 十七 [illegible]

廿九日 晴 [illegible]

予 [illegible] 入浴して休息し 三

時 [illegible] の [illegible]

[illegible] 三時より [illegible] 一箇月 [illegible]

[illegible]

[illegible]

中幕山縣 [illegible] の海戦 大砲 [illegible] 新十八萬石

信大佐之左衛門の子 [illegible] 再会の [illegible]

[illegible] の井伊 [illegible]

[illegible] 戦 [illegible]

[illegible] の [illegible] 左衛門の [illegible]

[illegible] 吉信大佐 [illegible] の

[illegible] 野 [illegible] の

[illegible] の [illegible] の

[illegible] 十時 [illegible] 村 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

かくて〇赤坂みて来る〇也井ゆき有ま
ちの方行の〇松山平四郎来る一時ゆく
富士見ゆく時の家内共也
小田切を訪ふ告訴をしより大
田原ゆく仕人をのこしの後
行ク〇物混雑ゆく中等株也
仕て夫ゟ銀行ゟ
此ゟ訴訟こと山所なる中等株也
赴任ゟ告ル〇かくて有ても
十一日雨昨日晴ゟ

古波政府ゟカステラ得ゟ
一項ゟ〇伊藤ゟ来ル
日東洋ゟ伊ゟ清使ゟ
ゟ来ル〇林栗輔ゟ来ル十八
事ゟ伝ル〇両川大三郎ゟ
事ゟ〇雨ゟ一時ゟ上野ゟ
ゟ絶倒ゟ第一大ゟ
家ゟ清使ゟ
ゟ以ゟ話ゟ吉十九年九月
ゟ本年八月ゟ事務大臣ゟ書記官ゟ
ゟ〜西洋ゟ政府ゟ

大学生の事業年報文生生高校
授業時間数調査

十二日 雨後
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大須賀信ハ十二才にて郷里を去り今般
大阪電信局に轉任せられ引續
のり一○言語田島[illegible]郎来○經
来られ郷里
十時大学出頭日本紀を講す

のなかきこゝろなきよし名簿の出来ぬ次第を[illegible]
十四日(月曜)晴 此日帝[illegible]出来ず○日本
紀武烈継體の二紀下讀○午後有[illegible]来
[illegible]年志[illegible]○[illegible]山[illegible]来(大曜)
[illegible]○[illegible]
[illegible]
十五日 晴 午後[illegible]
午後[illegible]
[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]庵

黒田[illegible]板山[illegible]
[illegible]川[illegible]
△井上氏外務大臣より農商務大臣に[illegible]
伊藤氏總理大臣[illegible]
[illegible]大臣ト[illegible]大
臣ト[illegible]

十六日 晴
[illegible]○[illegible]
[illegible]○
[illegible]
十七日 曇晴
大学出頭十時[illegible]一年生[illegible]
[illegible]日本紀を[illegible]○[illegible]
[illegible]○[illegible]

国立国会図書館 タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28
ガラス使用

日曜

中島[illegible]の[illegible]五十
七[illegible]十七日十[illegible]
[illegible]井上[illegible]
[illegible]
[illegible]

十八日 晴 十時より出局 [illegible]午後二時より六時[illegible]
午後一時[illegible]麟祥[illegible]
（依階の説）外に内[illegible]（天人合一論）日[illegible]
（道義新論）[illegible]
丁[illegible]
[illegible]

十九日 雨 午後[illegible]
十時[illegible]日本紀を[illegible]十二時[illegible]午後一時[illegible]
和文学二年生[illegible]
[illegible]二時[illegible]擬令講釈[illegible]

土曜日[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]日本法律[illegible]
官位令の大[illegible]を[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

華史[illegible]二時[illegible]
廿日 晴 午後[illegible]
[illegible]中[illegible]○十時[illegible]
和文学二年生[illegible]十二時[illegible]和文
三年生[illegible]十[illegible]
生[illegible]擬令[illegible]○[illegible]午後二時[illegible]
[illegible]大[illegible]
の[illegible]五時[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]○大学[illegible]

廿一日 陰
文部省ニ○午ね一時出勤ス○午ね一時出勤ス○村松西作事ニ付○村松西作事ニ付三回法ス
廿二日 陰午ね雨
廿三日 陰午ね雨
廿四日 陰

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

廿五日

林泥集 ○さゝみ集を三作の主元を宗因に諫

江淳ゟ書ゟ

廿七日 晴

大雪ニて終ニ二尺ニ積ル 磯参ル 一年ニ候間衣服ヲ
ヲ拵ク 〇午ヨリ一時ゟ入湯ニ往宮嶋ニ
ゟ古典科授業休ニ付校長ゟ
話ス（外ニモ二三ノ事ニ付話ス）
扨来ル廿日江淳ヲ
招ク

陽ヲ庵

廿八日 晴寒ヲ加フ
ヲ終日ニ 〇午ヨリ一時
制ヲ拵ク 〇午ヨリ
つゟゟ 湯ニ
ゟ 湯ニ

廿九日 晴寒一昨日ゟ痛ニ
大雪ニ 〇午ヨリ
〇午ヨリ 事ニ
ゟ 〇午ヨリ
若宮 〇午ヨリ

江淳ゟ書ゟ

ゟ東法寺下ゟ
ヲ校ゟ依頼ニ

ゟ本校ゟ

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28　　ガラス使用

跋之を新橋ステイションに送
をえ終ることを

三十日 晴 午後 [illegible]
[illegible] ○富士を見る ○家船の [illegible]
う電信を [illegible] ○家船の [illegible]
[illegible] 来り二日 [illegible] の [illegible]
小役 [illegible]

[illegible]

[illegible] 廿年九月 [illegible]
[illegible] 秋之 [illegible]
文 [illegible] 午二回 [illegible]

一二回 午
二回 午
二回
二回
二十回
二十回
二十回

[illegible] 陰
[illegible] 引 [illegible]
[illegible] 一行院別時 [illegible]
[illegible] 新 [illegible]
[illegible] 陰 [illegible]
[illegible] 陰 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28
ガラス使用

日曜

十月十六日 晴時々曇

大雲寺参詣 ○参詣人多し 小林くに子と云ふ娘十四五歳にて本堂の縁の上にて ○午ねの三点鐘 ○昼食 ○中村の時ちや 今日四枚 ○夜食 ○中村の時ちや 今日四枚 ○夜食 ○中村の時ちや 今日四枚

二 ○ 仕事なし

昨夜一時ごろより雨降り出し ○ 朝も雨降りつづく ○ 昼食 ○ 夜食 ○ 中村の時ちや 今日四枚 ○ 夜食 ○ 中村の時ちや 今日四枚

二十銭
二十銭
一掛金四十銭
一二十銭
合計四十五十銭
金十六銭の内
諸方へ急ぎ遣ス
壱田 九山 壱円 存ス 半田 村松
半田 西田 壱田 大田 半田 兼又
合計四四五十銭

クルニカキシカバ 九十銭 引和カナキシカバ 四十一

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28

ガラス使用

かくちかく他生来な御苦労也

今日新聞を読みて社説を見る
ようなる事にて一般の論
を保佑する所と云ふ事なり
大隈氏の法に依る所あり
此度は伝へきて送るなり
此ての事の後は推戴会長と定む

○今午後好事会呈し本日新築之会合に参会
ありしの外方ニ而会したる所々公の氏を招きたるを
出かし事中止す ○今村大学より北川上野等を合
皇后八幡宮題額集新刻本校之合同出演
全集標本を見る北川氏より本日総督殿
為来参
三日 晴
大学へ出勤 ○午後十時より新聞雑誌を送る
文部省の新聞新修許井上哲次郎の修正
北川を招きて ○今日四時来会す三十分

陽春庵

午後六時日本橋区を出て十時に帰宅す 然るに右会
陶器雑誌論文の評議会 又村田良弼来りて
談話の如き雑誌一冊を出版し帰宅せり
是非本日出版の一冊也
四日 晴 午前九時上陸 午後三時より雨
大学へ出十時より第二年生を試験す 十一時より第二年生二学
級掃除の為 午後一時より 最後第一年生を試験を始む
五日 晴 終日雨 午後風あり 夜九時より
より三時十分前 就寝せり

日曜

結小杉来る由而来る予は不逢
○ 今日濱島氏来りて何かと
四て頼みまいらせる事にて候へ

村岡良弼氏新日本史を
借用せり

九日 晴 晩陰 寒暖計四十七度に
前年来の小河氏宅にて集談会有 会頭副総長
に議する所ありて本年より部となる ○ 午後は学生会総代
三宅雄山濱尾氏等にて協議 ○ 都て弘存先生を
言文一致の業をいたす由来る

十日 晴 和
大学へ出勤 史学一年生へ神代より大略日本紀
[illegible]講授 午後は二年生へ稲の書を講授 ○ 小杉へ
来大学へ出て三年 日本語法編写とて一本借りる事
ならん 大学へ出る事の由こ

陽其居

小杉来る本下より [illegible]
○ 児玉郎並大八洲 [illegible]
[illegible]
○ 木村 [illegible] [illegible] 代料
[illegible]

けふ 木浩之郎

十一日 晴 和
大学へ出勤 二年生を職員令を講授 講 日本書
紀 講授 午後は三年生に職員令を講じ ○ 退出
後 [illegible] 来りて [illegible]
[illegible] 一同 [illegible] を [illegible] 夕刻帰る

十二日 曇
予 [illegible] 午後は [illegible] 職員令を読み 古代文
学 [illegible] 富士 [illegible] と [illegible] 訂正をとる ○
今日より [illegible] 代人来 [illegible] と
して [illegible]

十三日 晴

七綫函

初志之本願ニ附會ヲ得テ後
○龍吉國書ノ作物ヲ得テ
○此等ハさし智走ノ節ナリ

福代之東宮學書傳往ヒテ取村来川帝取来讀
経之之○陽来之字銭一日ニテ済の為ハ運ヒ候
出ルル也費用十二三兩ニテ○江利来ルテ入ニ南
設ク都ゟ也てニ等銭ヲ當ル傍他神富ヲ在の
事を行んとと以也○陽手く于無更さし候ヶ所
節近○詩境清狩古屋經繪第二画入龍児斯雪之
て日々作ね

十七日 陰時々雨風夕方雷夕刻歸
[illegible]
[illegible]

陽来座

初之ゟ日在吉来儀ヲ納十嘆
堺ミ七八字号ヲ納

七條函積陰之為への紙多書籍をゟよ
○龍宮根来ゟ行ゟ紀事跡編將
ゟゟ和を其覺へ之
○ゟ前之く詩境之し大和附紀
在本去ゟ何ゟを信来

石本名蹟取利合さ之又への白天之初後狩号○也用讓合
親偏ニ茶見ヒ行紀初ニを見翻を見罷ヶ也出ス

十八日 晴午後中陰晴
大學ニ於テ二百年之儀を讓換異議之ニ出候
是再終午後出以之生ニ撤會を讓ル○陽弥能向
在ヶ出拾幼宮之ゟ後て本在之等訪所作絵

十九日 晴午後陰陰晴
ニ龍古何此午後會西讓宮字行八公義を讓し之于
茶倍陪ニ候信候寫生ニて丁く候昼官ゟ而遣ニ中本

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28
ガラス使用

廿一日 晴
九州大学之小津を訪ふ
他之事まて談合十四日を約し一年生を称ス
紀元節祝賀会
廿二日 晴
廿三日 新春降雪細雨
松露如法之雪ニ而梅花を称ス

廿一日 晴
大学之小津を訪ふ
年廿七銭紙幣を換く〇中村之書を高海之手ニ
ゟ受取廿七日ニ出ス
大学之小津を訪ふ
廿二日 晴
大学之小津を訪ふ
廿三日 新春降雪細雨
松露如法之雪ニ而梅花を称ス

三十日 晴

白石井上二島太郎來集仙居[illegible]
給事[illegible]
依田[illegible]

給事会[illegible]麻[illegible]村至一年ノ[illegible]志一[illegible]
報知[illegible] ○[illegible] ○[illegible]
[illegible]
[illegible]

三十一日 晴
大学会[illegible]
[illegible] ○中村[illegible]
[illegible] ○[illegible]
[illegible] ○[illegible]
[illegible]

陽春廬

[illegible]

曽根[illegible]
[illegible]

十二月一日 晴 大田九時[illegible]止陰
大学[illegible]庵 ○村山郭[illegible]の如蘭社語[illegible]
○[illegible]去三十日[illegible] ○[illegible]
江東義塾[illegible] ○[illegible]
[illegible]井上二島[illegible] ○[illegible]
[illegible]太郎[illegible] ○[illegible]湯[illegible]
[illegible]

二日 雨
文部省[illegible]一時[illegible] 公
[illegible]

中村佐吉ヨリ千ヤシロヲ本郷ヨリ連絡大日本字ヲ以テ記事ヲ書ク事ヲ依頼セラレシヲ以テ二日間ニ記事ヲ書ク事ヲ承諾ス〇中村ヨリ謝礼金ヲ受ク〇午後ヨリ劇ヲ観ニ行ク事ヲ大社従業員ニ伝フ

三日 快晴

出勤社ニテ中村ヨリ依頼ノ記事ヲ書ク事ヲ終ル〇西田ヨリ電話ニテ今日ハ休業ノ事ヲ通ズ〇午後ヨリ劇ヲ観ニ行ク事ヲ取消ス

今日ハ昨日ノ続キヲ読ム

江川丁ヘ行ク事ヲ取消ス

今日大学ヘ遅刻ス

ヲ観ニ行ク事ヲ報ズ〇西田ヨリ電話ニテ今日ハ休業ノ事ヲ通ズ〇午後ヨリ劇ヲ観ニ行ク事ヲ取消ス

今日ハ昨日ノ続キヲ読ム

江川丁ヘ行ク事ヲ取消ス

今日大学ヘ遅刻ス

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

五日 晴 ○朝ゟ郵便ニ而書状ニ通来ル ○覚ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○午後ゟ桜井行 ○七半頃ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○夜ニ入ゟ雨

六日 晴 ○朝ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○覚ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○午後ゟ桜井行 ○七半頃ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○夜ニ入ゟ雨

七日 晴 ○朝ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○覚ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○午後ゟ桜井行 ○七半頃ゟ郵便ニ而書状一通来ル ○夜ニ入ゟ雨

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

十二日 晴
大学会あり午後一時半より会を開く 欠一 一等生を以て来
年毎一回ずつ学年を代りて（杉）氏（　　）本論文を作りて学会に提出するなり
の約束なり ○昨今病牀
日曜
十三日 晴
年毎一回ずつ学年を代りて（杉）氏（　　）本論文を作りて学会に提出するなり
の約束なり ○昨今病牀

十四日 雨
大学会あり欠一 一等生を以て来
氏名を記入す ○田中君病牀より ○
久米学校行きを ○松崎君代理
○柳条一回ずつ
十五日 晴
大学会あり欠一 一等生を以て来
四名生ず 公会堂にて ○順吉君より ○
主宰にて第一期生を以て
ことに決す

大学総会あり 午後一時より開会
大学総会報告書

日曜

午后より仙台の[illegible]
仙台国分町宿に至り、
夫より一人にて外に出て庭料一枚
贈りてくれし紙を以て[illegible]
○新井家にて[illegible]にて言告
[illegible]百人の入れを完く言告ハ九
九日五十[illegible]ハ五十四日五十[illegible]
[illegible]候て[illegible]人[illegible]
十七日[illegible]

言告[illegible]候して[illegible]
五月[illegible]川[illegible]
○[illegible]当日[illegible]
中[illegible]吉[illegible]一ハ廿四日
[illegible]日[illegible] ○本[illegible] ○[illegible]

十日 晴 ○[illegible]
大久保[illegible]来[illegible] ○[illegible]来[illegible]
[illegible]あり[illegible]十四日[illegible]
○柳沢[illegible] ○[illegible]人
来[illegible] ○村[illegible]
十一日 晴和
大学[illegible]一年生[illegible]二年
生[illegible] ○[illegible]新井[illegible]
[illegible]大
社[illegible]
[illegible]

十二日 晴和
大学[illegible]二年生[illegible]三年生[illegible]
四年生[illegible] ○[illegible]新井[illegible]
[illegible]
[illegible] ○仙台[illegible]井上[illegible]
[illegible]
新井
十三日 快晴和
[illegible]
[illegible] ○[illegible]
[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

日晴

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

夕刻 [illegible]
[illegible]十七日[illegible]
[illegible]

日曜

三日 快晴
今日各府県[illegible]書類ヲ集メ[illegible]大[illegible]○
[illegible]○[illegible]
[illegible]
[illegible]○[illegible]送
同日 快晴
三[illegible]中村[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]

陽春廬

[illegible]
[illegible]三百
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五日 快晴[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]○
[illegible]○[illegible]○中村[illegible]
[illegible]送
六日 [illegible]
[illegible]○[illegible]送

暁 上略 候ても不申候
少給や申来候
○鈴木松四郎事中々ニ不参
れ参りもの与し候ハ、行ハれ
ハ参ニ而ハ無之候ハ、
ゟ御行ニ而ハ
相済申候

東禅院参詣
四郎事ハ参
ニ而ハ無之
候ハ、

七日 晴 ゟ曇 後ゟ大雨 夜ニ入雨止
ゟ新町へ参ル 西ノ内ニ而
ゟ帰ル 夜ニ入ゟ
ゟ

八日 晴
和泉守ゟ招
文書一冊を
ゟ

陽春

九日 晴
文部省ゟ通知
後ゟ
ゟ

十日 晴 ゟ曇
鈴木四郎
少給
参詣
ゟ

鈴木松四郎
様ニ而ハ
様ニ而ハ

九日 晴
文部省ゟ通知有之候ニ付
後ゟ参ル 夜ニ入帰ル
ゟ無之ゟ通知有之候ニ付
ゟ

十日 晴 ゟ曇
鈴木四郎事中村地ニ
少給ニ而ハ無之候ハ、
参詣ニ而ハ無之候ハ、
ゟ

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28
ガラス使用

日晴

十一日 快晴少風ゆく
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
仲丁[illegible]

[illegible]

十五日　晴　[illegible]
大学[illegible]法[illegible]
[illegible]二年生[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]○[illegible]
○[illegible]

十六日　晴　[illegible]十八[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
陽[illegible]

[illegible]○[illegible]御[illegible]
仲人来ル

日曜

[illegible]

十七日　晴　[illegible]
大学[illegible]一年生[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]○[illegible]大学[illegible]中村[illegible]
[illegible]○[illegible]学術共[illegible]

十八日　晴
[illegible]日本[illegible]法[illegible]史[illegible]

午後五時頃より湯島天神下より出
火九時頃鎮火凡四百戸余焼失す
当の年の市大[illegible]なり

昨年旧一月己[illegible]より中島屋の
[illegible]より出火八丁堀近千六百戸余
焼失[illegible]
日本銀行総裁正四位勲二等吉原
重俊卒

授業をなし帰宅す前[illegible]授業をなす ○川田先生の年[illegible]業
社[illegible]の[illegible]文[illegible]
[illegible]宅[illegible] ○菅浦[illegible]
[illegible] ○村岡の年 社[illegible]川田の[illegible]
○湯川へ[illegible]
十九日 [illegible]晴 後雨 少しく[illegible]
大学にて一年生に先哲[illegible]二年生に[illegible] [illegible]
[illegible] ○[illegible] ○お
[illegible]月の[illegible]
○[illegible]

[illegible]

大学授業[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]田中[illegible]
[illegible]

文部省にて井上頼圀の地理門[illegible]

廿日 快晴
九時より大学に出勤[illegible]
[illegible]
[illegible] 公
[illegible] ○[illegible]
[illegible] ○[illegible]
廿一日 晴
文部省[illegible] ○[illegible]
[illegible]七日

海やゝ草案審議中なり

より九日迄急送 ○学士会院より扱当増加し
を中来る ○皇典講究所職業問題のこと許送 ○初夜
江湖新聞 十四日 十四日 着る分伺定之
廿二日 陰 甲午より雨
出勤 ○皇典講究所より此く職業ニ付繰来
昂副完耗 ○黒田中大臣紹介ニ付謝状

廿三日 晴
出勤 古事記原稿同様を鋭意ニ而致
○返却 皇典講究所 職業ニ付 ○三百五十人 チセ

陽春庵

稿の中々草案審議中なり ○石井小太郎より書籍郵便届く
△華族住居并に北白川宮外十人ハ海防費へ献納より西住六七住之
銀を拝ハ他の如く名前し
ひこ又を張裂貫経様長章を鍋ふ
△始審治安裁判ニ利する補
おいて数多く任する也

パレン駐ハ歴史学博士に候有之候
る ○沼田会ニ運動費用来る ○伴信友集分
郵送 昨日五日校訂了 明証之 廿日経 二十九
廿四日 晴
九時より大学へ出、日本紀及法書目録出納
業士に付候 論語纂入紹 ○七半 清家集等
にの来 ○和書会 ○周易来る 擇應 ○三任
今日よりもとく ○時半頃より六十年代 ○高橋
東京へ 年後より秋咲 沼弁候 郵送 ○
皇典講究所等来る ○井上円了

保安條例公布

〇午後三華族懇親會ニ往臨ス

〇夜大隈伯ヲ訪フ不在

日曜

廿五日 晴

勅任奏事不動產證書ニ捺印ス

〇午前十時ヨリ閣議ニ列ス 田制ノ事ヲ議ス

〇午後一時ヨリ貴族院ニ於テ對談ノ事アリ

〇午後四時ヨリ三條公ニ謁ス

〇午後五時ヨリ一條公ニ謁ス

〇午後六時ヨリ岩倉公ニ謁ス

〇午後七時ヨリ伯ヲ訪フ不在

廿六日 晴 午後曇

〇午後二時ヨリ閣議ニ列ス 〇事務ノ事ヲ議ス

〇午後四時ヨリ參内 〇事務ノ事ヲ奏ス

〇午後五時ヨリ伯ヲ訪フ不在

高田重吉ヨリ證書ヲ送ル

勅任奏事

會計檢査院官制。地租條例。酒造稅則。煙草稅則。印紙稅則。登記法。商法。民事訴訟法。刑事訴訟法。治罪法。裁判所構成法。公布

廿七日 晴

午前好古ノ來ル 〇午後振水會ニ出ス 〇午後四時ヨリ參内 〇夜大隈伯ヲ訪フ不在 〇夜ニ入リ新聞人ノ訪ヒ或ハ書ヲ送ルモノ多シ

廿八日 晴 午後九時三十二分ヨリ皇后宮御不例ノ報ニ接シ直ニ參内ス 〇夜十二時ニ至リ本務ヲ終ル

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

左之通 ○中郵便物錯誤
三十一日 雨天なれ共午前より
中郵 和菓子の事 雨中傘
おろし梅如来 ○午後より
文月 ○千やこハレー氏今朝の汽車
○市来今日より梅収養 ○主婦より消息 ○浜井より画
二学期始

[illegible]

東京より忘れ物
二色羊羹 一箱
唐薩酒 一瓶
鶏卵 一箱
雲丹漬 二箱
鶏卵 一箱
鶏卵 一箱
砂糖 一袋
いい

木蓮
宮根二直
井上政治家
平田慶風
石井宗家
福田仙元
浜之介久
佐野 浦
大工 吉兵

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

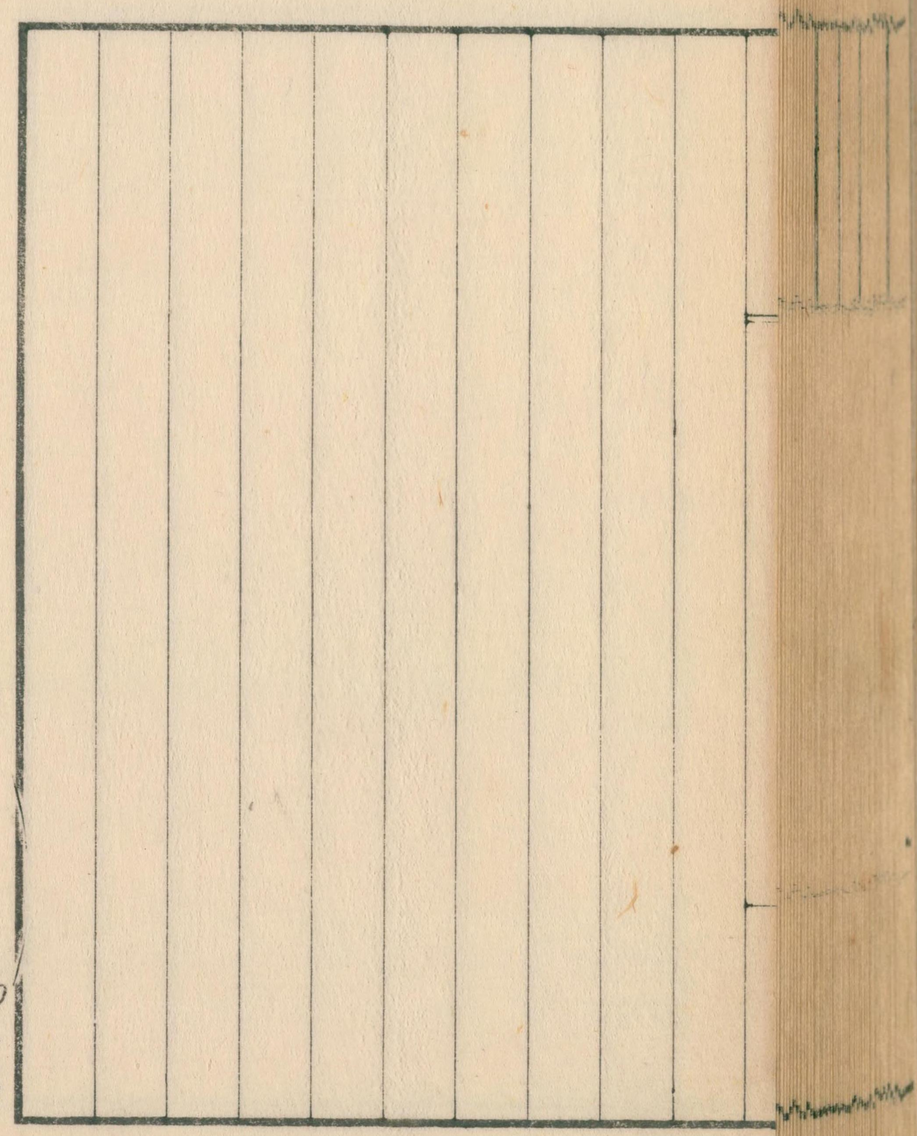

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』 請求記号 831-28

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

831
2
28

国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『小中村翁日記』　請求記号 831-28